明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電気事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業七六）　一

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委六〇）　二
○除籍が滅失した件（法務四一六）　一
○戸籍が滅失した件（同四一七）　二
○日本国に帰化を許可する件（同四一八）　二
○電子認証登記所登記官の電子証明書のハッシュ値を告示する件（同四一九）　三
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務三一七～三二〇、三二三、三二四）　三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三二一）　五
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三二二）　五
○保安林の指定を解除する件（農林水産二二三七）　六
○ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第十三条第三項の規定に基づく名称変更の届出があった件（経済産業二二五）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一〇七七）　七
○保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を指定した件（同一〇七八）　八
○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（同一〇七九）　八
○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（同一〇八〇）　九
○水路測量の実施に関する件（海上保安庁二一三）　一〇
○海上における射撃訓練等を実施する件（防衛二一五～二二〇）　一〇
○道路に関する件（関東地方整備局三六一）　一〇

〔人事異動〕

内閣　内閣府　財務省　特許庁　環境省　防衛省　一〇

〔官庁報告〕

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（富山労働局最低賃金公示二）　一三

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（近畿経済産業局）　一三

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

財団、司法書士懲戒処分関係　一三

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他

省　令

○経済産業省令第七十六号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十二条第五項及び第二十九条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月五日

経済産業大臣　枝野　幸男

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号中「であること。」の下に「ただし、募集を行う一般電気事業者自らが応札しようとする場合は、この限りではない。」を加え、同項第三号中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、同号ニ中「上限価格を」の下に「定めるときはこれを」を加え、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　募集を行う一般電気事業者自らの応札の有無

第四十六条第一項中「まで」を削り、同項第二号ホ中「関すること」の下に「（自らが応札しようとする場合にあっては、電気の調達規模及び調達期間）」を加える。

様式第三十二の第九の一表の備考を次のように改める。

備考　1　自らが応札する場合は、当該入札の上限価格及びその算定の考え方の欄の記載は要しない。

2　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。